

令和5年

第30回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年8月28日(月)

伊勢原市農業委員会

第30回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和5年8月28日（月） 午前9時25分から午前10時50分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

9名（その他、農地利用最適化推進委員10名出席）

5 欠席委員

古屋 幸男

6 署名委員

重田 千秋、田中 光男

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・片山 淳二
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審議内容 (開会 午前9時25分)

- [事務局長] 定刻となりましたので、只今より第30回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方はおりません。出席委員9名で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。
- [議長] それでは、只今から、第30回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、3番・重田千秋委員と4番・田中光男委員の両名にお願いいたします。
- それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告6件、議案5件の計11件となっております。まず、報告より入ります。
- [議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。
- 議案書の1ページから8ページをご覧ください。内訳は、高部屋地区で3件、成瀬地区6件の届出を受理しています。なお、いずれの方も第三者への斡旋の希望はありませんでした。以上です。
- [議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が9件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
- 【質問なし】
- [議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。
- お手元資料のとおり伊勢原地区の1件、比々多地区の1件について専決により届出を受理しましたので報告します。

- [事務局] 届出内容について、補足いたします。
報告第2号の1については、平成2年頃に公衆用道路へ、2号の2については、平成20年4月に一般個人住宅へ転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。以上です。
- [議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願ひいたします。
- 【 質問なし 】
- [議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。
お手元資料のとおり成瀬地区の3件、比々多地区の1件、伊勢原地区の3件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
届出内容について、補足します。
報告第3号の1から3号の7については、一般個人住宅として転用を行うものです。以上です。
- [議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が7件あったということですが、何か御質問がございましたらお願ひいたします。
- 【 質問なし 】
- [議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。比々多地区で3件、大田地区で1件の申請がありました。
報告第4号の1、申請人は板戸にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は令和5年7月11日、対象農地の明細は14頁です。神戸字上満時に3筆、面積は2, 323平方メートル、7月12日に事

[事務局]

務局で現地調査を行い、水稻の作付けを確認しています。7月13日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の2、申請人は笠窪にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年8月3日、対象農地の明細は15頁です。笠窪字魚板橋に3筆、同字中瀬に1筆、同字本村に3筆、合計7筆、面積は6,084平方メートル、8月9日に事務局で現地調査を行い、茄子、トマト等の露地野菜、柿、水稻の作付けを確認しています。8月14日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の3、申請人は秦野にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年8月4日、対象農地の明細は16頁です。串橋字佃に1筆、面積は991平方メートル、8月9日に事務局で現地調査を行い、水稻の作付けを確認しています。8月14日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の4、申請人は下平間にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年8月8日、対象農地の明細は17から19頁です。岡崎字前田に2筆、上平間字西ノ久保に1筆、下平間字中に3筆、同字水草に1筆、同字向入に3筆、同字谷原に1筆、同字東下に7筆、同字谷原下に1筆、同字西に1筆、同字西久保に1筆、同字大原に2筆、合計23筆、面積は16,068平方メートル、8月17日に事務局で現地調査を行い、薩摩芋、枝豆、茄子等の露地野菜、水稻の作付けを確認しています。8月18日付け専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議

長]

事務局の説明が終わりました。引き続きが農業経営を行っている旨の証明願いが4件あったということですが、何か御質問がございましたらお願ひいたします。

【 質問なし 】

[議

長]

報告第5号、農地造成工事届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

今回、1件の届出がありました。

報告第5号の1、図面番号は1番です。併せて公図及び造成計画図をご覧ください。

届出場所は、東富岡字立野の1筆で、造成面積は341平方メートルです。盛土量は241立方メートルです。

届出人は東富岡の方で、造成業者は座間市の会社です。

[事務局] 施工内容は、北側と東側の水路境から 50 センチメートルの離れを取り、29 度の法面とし、最大盛土高は 0.99 メートルとなります。造成完了後は里芋畑とします。

南側市道からのトラクターの出入りが危険な低地の畑を 1 メートル高くして、トラクターの出入りが可能な畑とします。

使用する土は、赤土で相模原市の残土置場から搬入します。残土置場の写真の提出がありました。

8月1日に現地調査を行い、施工前の現場写真を撮っています。関係機関との事前相談については、道路・水路管理担当と協議の結果、特に指摘事項が無いことを確認しています。

届出日は令和5年8月1日、工期は令和5年8月7日から令和5年10月31日までです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地造成工事届出書の提出が1件あつたということですが、何か御質問がございましたらお願ひいたします。

【質問なし】

[議長] 報告第6号、農地法第5条の規定による許可申請書の取り下げについて、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 本年1月の農業委員会総会において提案した農地法第5条の調整転用申請について、8月7日付け取り下げ書が提出されたので報告します。

所在地は東大竹字下谷戸の6筆、合計面積 1,874.51 平方メートル、転用目的は資材置場でした。取り下げ理由は契約変更のためとしています。

なお、新たな会社から、この場所の転用申請があり、本日、議案提出しています。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地造成工事届出書の提出が1件あつたということですが、何か御質問がございましたらお願ひいたします。

【質問なし】

[議長] 議案第1号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 生産緑地の所有者は、生産緑地法第10条で、告示の日から30年を

[事務局] 経過したとき、又は主たる事業者が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至ったときは、市長に対し書面で当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができますとされており、その場合、この証明の添付が必要となります。

議案第1号の1、生産緑地の場所は、図面番号2番になります。

地区は成瀬です。出願者は高森2丁目の方で、農業の主たる従事者の子にあたります。申し出理由は、主たる従事者が令和4年12月25日に死亡した事によります。対象の生産緑地は、高森1丁目の畠3筆、面積は882平方メートルです。8月1日に地区担当農業委員と事務局で現地調査を行いました。対象農地は普通野菜と農業用倉庫を確認いたしました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[委員] 8月1日に事務局と8月24日に農業委員2名、推進委員2名で現地確認を行いまして、耕作していることを確認しています。以上です。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。

【質問なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」といいたします。

[議長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、高部屋地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。

- [事務局] 議案第2号の1、図面番号は3番です。併せて公図をご覧ください。
申請地は西富岡後谷戸の1筆、同字北実蒔原の1筆、日向下堤の1筆、同字上堤の3筆、同字西新田原の1筆、同字上荒田の3筆、合計10筆、面積は12,800平方メートルです。
譲渡人は埼玉県にお住いの方で、譲受人は厚木市にお住まいの方です。
申請人は事業拡大のため農地を探しており、譲渡人に譲渡を申し出たところ、承諾が得られたので今回有償にて所有権を移転します。
- 6月29日と8月1日に、事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、水稻や露地野菜が作付けされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。
- 次に、議案第2号の2、図面番号は4番です。併せて公図をご覧ください。
- 申請地は下平間字東下の1筆、面積は198平方メートルです。譲渡人は海老名市にお住いの方で、譲受人は下平間にお住いの方です。申請地は譲受人の経営する農地に隣接しており、譲渡人が譲渡を申し出たところ、承諾が得られたので今回無償にて所有権を移転します。
- 8月24日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人世帯が経営している他の農地については、水稻や露地野菜が作付けされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。以上です。
- [議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。
- [委員] 8月24日に農業委員2名、推進委員3名で現地確認を行い、事務局の説明とおりになっていることを確認しています。しかし、この案件は、いろいろ農業委員会として指導した結果、そういうふうになりました、少し手間のかかった案件がありました。一応農業機械も確認して、しっかり耕作してくれることも含めて問題ないと思います。以上です。
- [議長] 次に、議案2号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[委 員] 8月22日に地区委員4名、8月24日に事務局と現地を確認しました。事務局の説明とおり問題ないと思われます。以上です。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の举手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 議案第2号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。
【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の举手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 農地を自ら農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、1件の申請がありました。

議案第3号の1、図面番号は5番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は上谷字前田の2筆、面積161平方メートルを貸車両置場として転用するものです。申請人は上谷の方です。

[事務局] 申請理由は、200メートル北側に自動車修理・塗装の会社があり、申請地の北隣を平成8年に車両置場兼駐車場として転用許可を受けて使用していますが、受注した車を置く場所に余裕がなく、敷地拡張するための転用です。

申請地は、土地所有者の費用で整備して図面には余裕を持って6台としていますが、貸車両置場10台未満として使用するものです。

申請地の立地基準は、山林や雑種地により分断され、農地の広がりは10ヘクタール以上であることから、第1種農地と判断されます。第1種農地の特例として、既存施設の2分の1以下の敷地拡張は許可の範囲となります。

一般基準及び個別基準については、敷地内は碎石を敷き、土砂等の流失を防ぎます。また、雨水は自然放流します。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は500平方メートル以下そのため該当しません。8月22日に県担当者の現地調査を受け、現時点特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[委員] 8月22日、地区委員4名で現地を確認しております。現状を見る限り、家と工場の敷地の極一部となっており、これを農地に戻すのは難しいと思いますし、完全に敷地の中に在りますので、周囲の農地への影響は無いと思われますので、認めてよいと思います。以上です。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。

【質問なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案第4号の1、図面番号は6番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は東大竹字下谷戸の6筆、面積は1, 879平方メートルのうち、1, 874. 51平方メートルで、北側と東側は農地、西側は宅地と資材置場、南側は道路となっています。

譲渡人は6名の方です。譲受人は平塚市で不動産業と土木建設工事を行う会社です。権利関係は賃貸借設定です。

この会社は、既に平塚に1, 552. 14平方メートルの資材置場を使用していますが、業務拡大、エリア拡張をしており、現場を複数箇所同時並行して作業することがあり、作業効率を改善するため、平塚・伊勢原方面で新たな作業所を探していたところ、申請地を資材置場として転用します。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから、その他2種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、敷地は整地し、東側隣地境にはコンクリートブロック2段積みとします。雨水は浸透トレーンチ管を敷設して浸透処理して被害防除します。

計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。

8月22日に県担当者の現地調査を受け、現時点では特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして議案第4号の2、図面番号は7番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は上粕屋字鳥居崎の1筆、面積は1, 026平方メートルで、西側は市道、北側は宅地と畠、南側と東側は畠となっています。先月、まちづくり条例の手続きのため継続審議をお願いした案件です。

譲渡人は市内上粕屋の方です。譲受人は平塚市下島の石材と土木の会社です。

この会社は、平塚市下島に605平方メートルの資材置場を使用していますが、伊勢原方面の土木の仕事が増えたことにより適地を探していたところ、伊勢原大山インターに近くに、前面道路が広い適地として所有権移転して資材置場にするため転用申請をします。この会社の親会社

[事務局] は小稲葉にある石材の会社で、特殊な石材を扱う会社として都内・県外の仕事があります。

伊勢原市内で建設・土木の仕事が増え、平塚市下島を石材置場・上粕屋を土木資材と機械工具置場とするため転用します。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから、その他2種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、敷地は高低差を解消するため盛土量940.5立方メートルの盛土をして整地します。敷地境は3メートルの鋼板で囲み、入口にはキャスターイギートを取り付けます。雨水は浸透施設を設置して処理します。

計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は、8月20日に地元説明会を実施、住民意見としては、3メートルの囲いの位置を1メートル又は、2メートル離して設置して欲しい。残土は産業廃棄物の疑いがあり、環境が悪く成るので自治会としては反対である。良好な生活環境を守るために転用を考え直してほしいと住民側から意見がありました。事業者からは、北側の隣地境は鋼板の高さを2メートルにすることも検討していること、万が一、敷地境から30センチメートル下がっても良いが、鋼板は3メートルの高さにしたいと譲歩案を提案しましたが、両者歩み寄ることなく、言いっぱなしで説明会は終了しています。

住民参加者は12名、事業者側は顧問弁護士を伴って会議に臨んでいます。この状況で、農業委員会の立場として意見をまとめて頂きたいと思い再度提案しました。8月22日に県担当者の現地調査を受け、現時点では特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして議案第4号の3、図面番号は8番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は神戸字横田の1筆の一部、面積991平方メートルのうち30.25平方メートルをボーリング調査のために、農地を一時使用します。権利関係は使用貸借です。

譲渡人は市内神戸の方です。譲受人は、伊勢原市から都市計画道路田中笠窪線整備事業に伴う道路予備設計・土質調査の業務委託を契約した会社です。権利関係は使用貸借です。

ボーリング調査の機材は、自動車で近くの道路まで運び、道路使用許可を受けて人力で農地に運び込みます。調査終了後は、農地に復元して土地所有者に戻します。

[事務局]

申請地の立地基準は農振農用地ですが、必要な調査のため、他の土地に代替性もないことから、一時転用もやむを得ないと考えます。一般基準及び個別基準について周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、他に関係法令の手続きはありません。

8月22日に、県担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして議案第4号の4、図面番号は9番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は串橋の3筆の一部、面積2,444平方メートルのうち180平方メートルを土質調査のために農地を一時使用します。権利関係は使用貸借です。

譲渡人は比々多地区の3名の方です。譲受人は、小田急電鉄から小田急大野車両所移転予定地の建設設計に必要な土質調査の業務委託を契約した会社です。権利関係は使用貸借です。

土質調査の機材は、自動車で近くの道路まで運び、道路使用許可を受けて人力で農地に運び込みます。調査終了後は、農地に復元して土地所有者に戻します。

申請地の立地基準は農振農用地で第1種農地に該当しますが、必要な調査のため、他の土地に代替性もないことから、一時転用もやむを得ないと考えます。一般基準及び個別基準について周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、他に関係法令の手続きはありません。

8月22日に県担当者の現地調査を受け、現時では点特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして議案第4号の5、図面番号は10番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は下平間字長久保の2筆、合計面積は164平方メートルで、北側と東側は道路、西側は用水路、南側は農地となっています。

譲渡人は海老名市の方です。譲受人は座間市の一般土木の仕事を個人で運営している方です。権利関係は所有権移転します。

この方は、平塚市馬入に賃貸で280平方メートルの資材置場を使用していますが、令和5年10月までに退去を求められており、県西・県央地区で適地を探していたところ、広さが最適で条件に合った場所として申請地を転用します。

[事務局] 申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることからその他2種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、敷地は砂利舗装し、周囲は単管パイプと鋼板で土留めをし、50センチメートルの高さで設置して被害防除します。雨水は自然放流します。

計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は、該当がありません。8月22日に県担当者の現地調査を受け、現時点特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[委員] 内容につきましては、今、事務局が話した説明とおりですが、この土地そのものは、県の方から何度も何度もそれだけの資料を提供するようにと要求されているということから、疑問点が幾つかありました。

まず、本件申請人について調べましたら、当該地を本案件の前に行つた転用申請の取下げをした、前案件申請人の弟になります。主として行う事業は、解体業であることが分かりました。そして、現地を再度8月22日の夕方、農業委員1名と推進委員2名で確認したところ、住宅街の所を登り詰めた所にある高台の農地で、非常に良い所、正面に富士山が見えて農地というか、住宅開発では最高の場所です。農地としても果樹園でしたら最高の場所だなと思っています。ここに廃材を積み重ねたらちょっとした大風でも吹いた時、いろいろな問題が起きるのではないか、更にそこに至るまでの道路、道幅が約4メートルあるので、2トン車が楽に行き来できると思いますが、そういう状態で建築廃材等を住宅街を通りながら登り、そこに置くというのは、いかがなものかなと印象を受けました。法的には問題ないとは思います。ただし、前案件申請人の意向を得た本案件申請人ですから、以前に、前案件申請人の案件を承認しましたが、幼稚園の園庭にするという話が瞬く間に消えて、今もう既にそこが職員の駐車場になっています。そのような申請をするところで、少し考えた方が良いのかなという印象を持ちました。法的に一応はクリアしていると思います。資金計画もクリアしていると思いますが、一農業委員としては一考を要するものと思います。以上です。

[議長] 議案第4号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[委 員] この案件につきましては、継続審議になりましたので、前回と同じ説明になりますて、8月24日に再度現地調査を行いました。それによつて前回の継続審議の経緯としては、まちづくりの説明会の結果を聞いてということになつていますので、今、事務局の説明があつた中で、住環境が悪くなるよという隣地の方からの話を中心に聞いているみたいですが、問題は、農地を転用する地主さんの意向としては、隣近所に迷惑が掛からない程度に造成をしますよという話になつていますよね。それで、私が聞いた限りでは、盛り土がだめよということを言つてゐるみたいですが、その隣地の方は盛り土をして、計画と同じ高さにしているんです。隣地と同じ高さにするから駄目というニュアンスに受けとりました。だから最初の話を聞くと、隣地との境を1メーターから2メーター離してくれというようなフェンスの話とか、要するに完全に自分の環境と隣地との環境問題の話なので、農業委員会がそこに口を出せるのかということが正直な私の気持ちです。越水委員がおっしゃつてゐるようなことも、結局そこに繋がります。ですから問題は、農業委員会の立場としては、私は法律を犯してゐる訳ではなくて、地権者の意向に添うことなので、反対はできないところですが、でも、越水委員がおっしゃつてゐるようなことも頭に入れて、結論を出さなければならぬ。

もう一回、継続審議にすることも一つの手ですが、話し合いが済まないうちは、承認しないというのも一つの手です。でも、私も農業委員の立場としては、隣に盛り土をしてそこに資材置場という意味で心配事があるということは私も分かりますので、その点だけクリアしていただければ、承認しても良いと思つてゐます。皆さんの意見を踏まえて、継続審議にするのか、採決して許可相当にするのか、反対するのか、決めたいと思ひます。以上です。

[議 長] 議案第4号の3につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[委 員] 事務局の説明のとおりです。8月23日に地区委員で確認をしております。特に、都市計画道路のボーリング調査のための一時転用ということで、あえて反対をするものではないと思ひます。以上です。

[議 長] 議案第4号の4につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[委 員] 8月23日に地区委員で確認をしています。この地域は、小田急線車両基地の計画地となっておりまして、事前調査をするための一時転用と言うことで、事務局の説明のとおり問題はないと思います。以上です。

[議 長] 議案第4号の5につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[委 員] 8月22日に委員4名で確認をしました。図面にあるように畦畔の横に西部用水の本線が通っております。影響がないのか心配があります。以上です。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。

[委 員] 地区委員にも聞きたいのですが、転用案件の現地調査を行って、明らかに環境が悪くなるのか、恐れがあるのか、どのような見地から見極めているのかお聞きしたい。

[事 務 局] 最初の質問も含めて付け加えて説明させていただきます。

申請者は主として解体業を営んでいます。兄の会社は総合建築業の会社で、全く別の会社です。近年、解体の受注が増えており、複数解体依頼を受けて同時並行で作業を行うので、申請地には解体した廃材をコンテナに積み、そのコンテナを置く場所、また、整地すると残土が発生するため、残土を仮置きする場所、庭を解体すると庭石とか植木等が発生するため、移植をしたり、石を仮置きする場所、作業する車両を仮置きする場所で、ここが産廃置き場になるということではありません。産廃は専門の業者の所に置きますが、1件1件置けないので、複数同時にを行うので、とりあえず仮置スペースが必要なので、この土地が必要ということです。申請地へ行く途中に住宅街を通りますが、コンテナに入っているため悪臭とかは発生しません。また、隣は住宅ではないので、苦情等はそんなに出るようなことは考えられないと思います。以上です。

[委 員] この開発は、まちづくり条例に掛かっているのか。

[事 務 局] 掛かっています。

[委 員] そちらの報告とかないのか。

[事 務 局] 特に何も出ていません。反対意見も何もでていません。

[委 員] 前案件申請者が転用申請の取下げをした理由は、県との調整がうまくいかなかつたと説明がありましたが、今回の申請は県ときちんと調整ができているのか。

[事 務 局] 今のところ順調に行っております。トラブルのある案件は事前に調整を行っています。県も内容を審査するのは一人で行っているのではないので、後からいろいろ指摘があるので、それが前回の調整が着かなかつた部分です。今回の件も、まちづくりで周辺住民から苦情が来ているわけでもありませんし、前回の時も周辺住民から苦情等は出でていません。今回諮る時も、本件に対しその点について県からは話はありません。

[委 員] まちづくりの場合、地元住民への説明が義務を負っていると思いますが、その辺りはどうですか。

[事 務 局] 隣接の土地所有者に説明をしています。この規模の転用では隣接者に限られます。

[委 員] 確認をしますが、この会社はマニフェストに則った許可を得ているのか。

[事 務 局] もちろんそうした手続きを行っております。

[委 員] 周りは農地ですよね、雨等で水が流れて隣接農地に廃材からアスベストが流れたら駄目ですよね。適正にアスベストが処理されていれば良いが、処理されていなくて廃材からアスベストが流れ出した場合に隣接地にアスベストが入ってしまう。

[委 員] 今の話の中で、周りは全てコンクリートブロックで囲まれ、雨水処理施設も設置されているので、今の点について心配はないと思います。流れ防止はされているのですよね。

[事 務 局] そのとおりです。

- [委員] 廃材の処理が適正にされていて、排水が問題なく、近隣農地に被害が及ぶ恐れがないとすると、この申請に対しては問題がないのではないか。
- [委員] 県の方にアスベストの話が出たことを伝えといてください。
- [事務局] 意見が出たことを伝えます。
- [議長] 他に無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【挙手多数】
- [議長] 挙手多数。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり許可相当とする」とこといたします。
- [議長] 議案第4号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。
- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【挙手全員】
- [議長] 挙手全員。よって、議案第4号の2については、「原案のとおり許可相当とする」とこといたします。
- [議長] 議案第4号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。
- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の3について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【挙手全員】
- [議長] 挙手全員。よって、議案第4号の3については、「原案のとおり許可相当とする」とこといたします。

[議長] 議案第4号の4について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の4について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の4については、「原案のとおり許可相当とする」とこといたします。

[議長] 議案第4号の5について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。

[委員] 先ほどの補足説明で、用水路が通っていて危ないのではないかと心配していましたが。どの辺を通っているのか。

[委員] 本線から何メートル以上離さなければならぬとかありますか。

[事務局] 県に確認しましたが、特に法的な規制はありません。

[委員] 用水路の隣に道路がありますが、申請者がそこの道路を通るのか。

[委員] 通りません。

[委員] そうすると用水路の隣の道路は、農業用道路と理解してよろしいですか。大型トラックが通ることはない。

[委員] それはないです。

[委員] そうすると用水路が壊れることはないですね。
西部用水に問題がないということでよろしいですね。

[事務局] はい。

[議長] 他に無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

[議長] 議案第4号の5について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手多数】

[議長] 挙手多数。よって、議案第4号の5については、「原案のとおり許可相当とする」とこといたします。

[議長] 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

このことから、同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定が必要です。

お手元資料にあります新規設定の申出3件について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が令和5年9月1日となります。

まず、議案第5号の1、比々多地区、神戸字権現堂の3筆、計659平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約25アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第5号の2、比々多地区、三ノ宮字下叔母様の1筆、1,821平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約68アールの規模を耕作している認定農業者、かつ、人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第5号の3、比々多地区、三ノ宮字上初川の11筆、計3,074.11平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、令和5年8月3日に認定新規就農者となった農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第5号について、何か御質問、御意見がございましたらお願ひいたします。

[委員] 3番の認定新規就農者の方は、今までまったく農業をやられてない方ですか。

[事務局] この方は、元々、家庭菜園などを行っていましたが、本格的な営農に向けて認定農業者の方で研修を受け、認定新規就農者になられました。

[委員] 農機具等は十分に所有していますか。

[事務局] 貸主の自宅が農地に隣接しており、貸主自身も農業者であったことから貸主が所有している農機具を譲り受けたとのことです。借主は貸主の自宅を買い取り、そこに住んで周辺の農地を借りて一帯を利用して農業を行っていく構想で、必要な農機具は、おおよそ揃っているとのことです。

[議長] 他に無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第5号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 以上を持ちまして、第30回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前10時50分 終了】